

# I. 戦略策定にあたって

## 1. 生物多様性とは

生物多様性とは、生きものが多様な環境のなか、それぞれが豊かな個性とつながりを持つことをいいます。

地球上の生物は、生命の誕生から 40 億年の間にさまざまな環境に適応して進化し、現在世界で確認されている生物種は約 175 万種、まだ知られていない生物も含めると 3,000 万種はいるといわれています。そして、これらの生物は、さまざまな環境のもとで、つながりあい、支えあって生きています。

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルで捉えることができます。

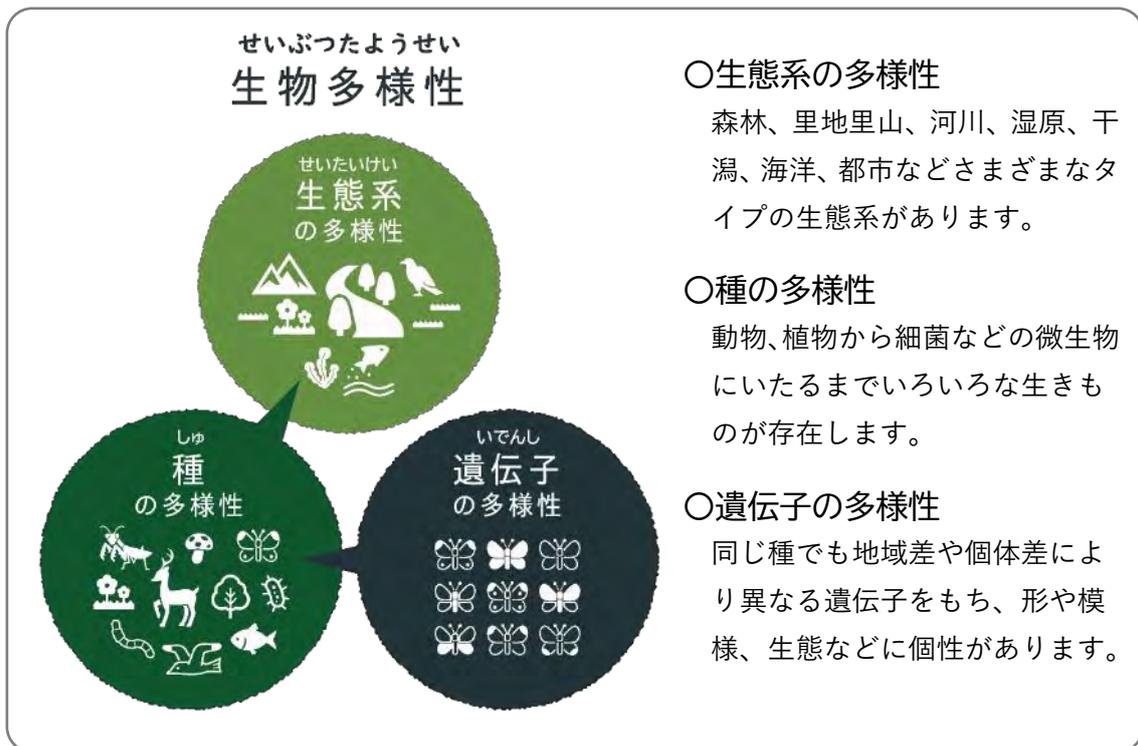


図 I-1 3つの生物多様性

## (1) 生態系の多様性

地球上には森林、里地里山、河川、湖沼、湿原、干潟、砂丘などさまざまな環境があり、それぞれに多様な生物同士のつながり、すなわち生態系が存在しています。これを「生態系の多様性」といいます。

鳥取県には大山をはじめとする豊かな森林地帯、私たちが長い時間をかけて育んだ里地里山、中海や湖山池などの湖沼、鳥取砂丘などの海浜砂丘といったさまざまな環境があり、多様で豊かな生態系及びこれらが複合した生態系が育まれています。

## (2) 種の多様性

地球上には、大きな哺乳類から小さな昆虫、細菌などの微生物、樹齢何百年にもなる樹木から一年で枯れてしまう草花など、多種多様な生物種が存在します。これを「種の多様性」といいます。

鳥取県には、世界最大級の両生類であり国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオをはじめ、高山帯から海岸地帯まで連続した地域に数多くの動植物種が生息・生育しています。

## (3) 遺伝子の多様性

同じ種であっても、異なる遺伝子を有することで、体の形や模様、生活や行動の様式などが異なるさまざまな個性が生まれます。これを「遺伝子の多様性」といいます。メダカ類やゲンジボタルは全国に分布していますが、それぞれ日本各地に遺伝子の異なる地域集団（個体群）が存在しています。

鳥取県でもこのような地域集団間の多様性が見られ、たとえばクモ形類のザトウムシの一種であるイラカザトウムシは県内地域で西から東に向かって染色体の数が 16 本から 22 本まで連続的に変異することがわかっています。

### ○生物多様性基本法第2条より

「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

### ○生物多様性条約第2条より

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

## 2. 生物多様性がもたらすめぐみ（生態系サービス）

私たちの快適で健康的、豊かで幸せな暮らしは、生物多様性からもたらされる様々なめぐみ、いわば生態系サービスにより支えられています。

生態系サービスには「基盤サービス」「供給サービス」「文化的サービス」「調整サービス」の4つのサービスがあります。



図 1-2 暮らしを支える生態系サービス

出典：「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」環境省 を加工して作成  
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/sokyu/index.html>

### (1) 基盤サービス

基盤サービスとは、私たちの生存に必要な基盤をもたらすサービスです。

たとえば植物が光合成によって生み出す酸素がなければ動植物は呼吸ができません。また、森林が水循環を整えることで、生命の維持に必要な水が大地に確保されます。微生物が動物の死骸や落ち葉などを分解することによって育まれた豊かな土壌は植物の生育環境

を生み出し、植物は動物にさまざまな食物や栄養物を提供します。生物多様性は、私たちをはじめ、すべての生物の生存基盤を支えています。

鳥取県では大山のブナ林をはじめとする豊かな森林が水を浄化し、これを私たちは利用しています。飲料水として商品化されている大山地域の水のほかにも、環境省名水百選（1985(S60)年）の「天の真名井（米子市淀江町）」、平成の名水百選（2008(H20)年）の「布勢の清水（鳥取市）」、「宇野地蔵ダキ（湯梨浜町）」、「地蔵滝の泉（伯耆町）」や「とっとり（因伯）の名水」など、清らかで豊富な水は生態系を支える水循環を創り出しています。

## （2）供給サービス

供給サービスとは、私たちの暮らしを支える物資・物質を供給するサービスです。

森林から供給される木材や燃料、農産品として供給される食料、衣類の原料となる繊維など、私たちは日常的に生態系からサービスを受けています。また、動植物や微生物などが、私たちの健康と生命を支える医薬品の原料になったり、各種開発のヒントになることもあります。今現在未利用の生物が、今後私たちに有用な資源をもたらす可能性もあります。このように、生物多様性は私たちの暮らしに資源を供給しています。

鳥取県の各地では林業が営まれ住宅の材料などに利用されています。農地からは水稲、季節の野菜、果樹などの食料が供給され、沿岸域や湖沼の海産物、水産物も私達には身近な存在です。地産地消、旬のものを食べるといった豊かな暮らしの多くが鳥取県の生態系サービスにより支えられています。

## （3）文化的サービス

文化的サービスとは、風土や歴史、伝統を育み、私たちが精神的に豊かな暮らしをおくための文化のありようを支えるサービスです。

森林レクリエーションや虫の音、鳥の声を聞くなどの自然とのふれあいにより私たちは安らぎを感じたり、知的好奇心を満足することができます。このように生物多様性は私たちの豊かな情操を育て、多様な文化を支えています。

鳥取県では大山の山岳信仰や各地の農耕にともなう祭事などに自然と共生してきた知恵や風習を見ることができます。

山陰海岸国立公園や大山隠岐国立公園は、重要なレクリエーションや観光の資源でもあり、山陰海岸ジオパークエリア内の鳥取砂丘や岩美町の浦富海岸では、鳥取の豊かな生態系を身近に体験できるプログラムなどにより、教育や観光、地元産業の活性化が図られています。近年、こうした豊かな自然や生態系によって育まれた地域文化を活かしたインバウンド（訪日外国人旅行者）の推進も盛んになっており、こうした自然を活かした観光産業の振興も文化的サービスのひとつです。

#### (4) 調整サービス

調整サービスとは、私たちが安心して暮らす環境を生態系が調整するサービスです。

山地に広がる森林は、水源をかん養して干ばつを防止するとともに、豪雨の際には雨水の流出を一定程度遅らせ、土砂災害や洪水を緩和することで下流域の暮らしに安心や安全を提供します。また空気中の二酸化炭素を吸収・固定することで地球温暖化を軽減しています。土壌の微生物は、土壌を肥沃に保ち、汚濁物質や毒性物質を分解しています。このように、生物多様性は、私たちが暮らす環境を調整することで、暮らしの安心・安全の一端を担っています。

鳥取県においては、中国山地に広く分布する森林は水害、土砂災害を軽減し、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化の防止に貢献しています。また、水田やため池が有する洪水調節機能も災害の軽減に寄与しています。

#### ❖ 持続可能な利用

これらの生態系サービスを私たちが将来にわたって受け取るためには、生物多様性を保全し、持続可能な方法でその恵みを利用していく必要があります。これを「生物多様性の保全及び持続可能な利用」といいます。



図 1-3 持続可能な利用のための行動

出典：「こども環境白書 2019」環境省 <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/kodomo/h30/index.html>

## 3. 生物多様性の危機

生物多様性はさまざまな生態系サービスをもたらし、私たちの生活に欠かせない存在でありながら、生物多様性に大きな影響を与えているのは私たち人間の活動です。

生物多様性国家戦略では生物多様性に迫る危機を以下の4つに整理しています。

**第1の危機：開発や乱獲など過剰な人間活動による危機**

**第2の危機：里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機**

**第3の危機：外来種など人により持ち込まれたものによる危機**

**第4の危機：地球温暖化など地球環境の変化による危機**

### (1) 開発や乱獲など過剰な人間活動による危機

森林や農地等の他用途への利用、開発行為や沿岸部の埋め立て、河川の直線化などによって、動植物の生息・生育地が縮小したり消失しています。

戦後の高度経済成長からバブル経済期にかけて宅地開発や工業団地、ゴルフ場開発などが多く行われ、生物多様性の急激な損失が起きました。昨今の人口減少社会ではこれらの開発は減少傾向にありますが、ハードによる防災対策や維持管理の省力化、大規模なクリーンエネルギー開発などにより生物多様性の損失が懸念されています。

また、個人の観賞や商業利用を目的とした乱獲、盗掘、過剰な採取などが特定の種の個体数の減少をもたらしています。

### (2) 里地里山の手入れ不足など人の働きかけの縮小による危機

第1の危機とは逆に、人が長年手を入れることで維持してきた里地里山などの生態系は、人間活動の低下により多様性を失いつつあります。たとえば、水田や小規模な水路、ため池、薪炭林、採草地などがモザイク状に入り組んだ環境は、多くの動植物の生息・生育の場です。また、自然林や管理された人工林は、水源かん養や土砂災害の防止などに寄与してきました。

しかし、産業構造の変化や少子高齢化による里地里山の人口減少により、こうした二次的自然の利用・管理が縮小し、里地里山の生態系に変化をもたらしています。

### (3) 外来種など人により持ち込まれたものによる危機

人為的にほかの地域から持ち込まれた生物を外来生物（外来種）といいます。外来種は、天敵が存在しないことによる異常繁殖や分布域の拡大、在来の生物（在来種）の捕食や生息・生育地の競合を起し、在来種の分布域の減少や絶滅の原因となっています。その結果、種の多様性が縮小したり、近縁種との交配による遺伝子のかく乱が生じると、地域の生態系や生物多様性には変化が生じ、結果的に生物多様性が失われる可能性があります。

外来種が侵入・拡大する要因は、たとえば海外から輸入されたペットが放されて野生化

したり、輸入貨物に混入した種子から繁殖したりする場合もあれば、オオクチバス（通称ブラックバス）のように人為的な影響で拡大したものも存在します。

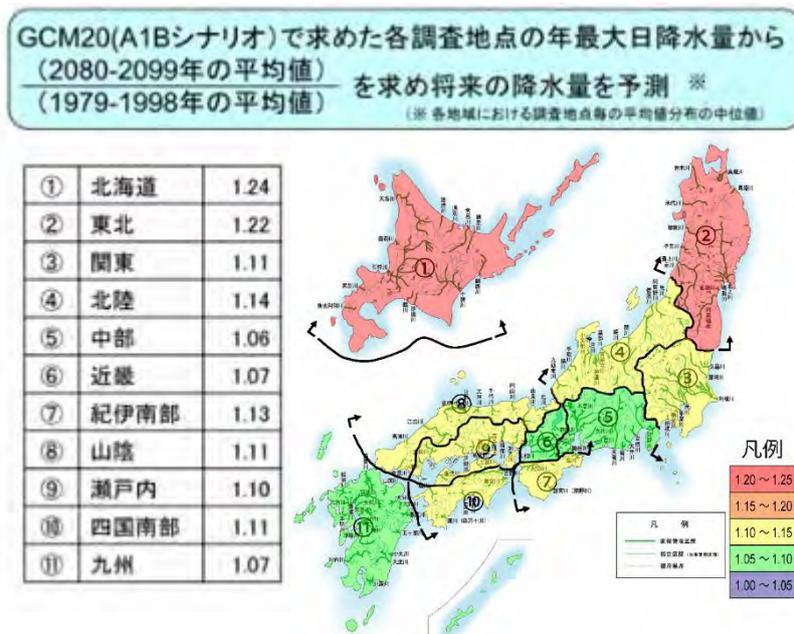
国内の在来種を人の手により別の地域に移動した場合も外来種として扱い、メダカ類やホタルなどの国内移動が外来種問題として取り上げられることもあります。これらは国外からの外来種と区別するため、「国内外来種」と表現することがあります。

また、農薬や化学肥料などの化学物質や生活・産業排水などに含まれる物質も人間が生態系に持ち込むものの一つです。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、その性質や濃度によっては生物に有害となるものもあり、生態系への影響が指摘されています。

これまでも人体や生態系への影響が明らかになり使用が禁止された化学物質は複数ありますが、現在利用されている化学物質の多くは生態系への影響が未解明で、影響を事前に予測することが困難です。

#### （４）地球温暖化など地球環境の変化による危機

私たちの産業活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガスは、気温上昇や、降水量の変化の原因の1つとして考えられ、台風の発生頻度や大型化などの気候変動や、海面上昇などの影響が予測されています。また二酸化炭素が水中に溶け込むことにより海洋が酸性化するといわれています。これらの気候変動やそれにともなう環境の変化は、野生生物の分布域を変化させ、変化に適応できない種の減少や絶滅を招き、地域の生態系や生物多様性に大きな影響を与える恐れがあります。



上記の予測結果では、100年後の降水量が全国では現在のおおむね 1.1～1.2 倍と見込まれ、山陰地方では 1.11 倍と予測されています。

図 I-4 日本の将来の降水量の変化

出典：「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について（答申）」（2008(H20)年 6 月）  
国土交通省社会資本整備審議会

## 4. 戦略策定の背景

### (1) 国際的な動向

#### ■ 生物多様性条約

1992(H4)年6月3日から14日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(UNCED・通称「地球サミット」)における主要な成果の一つとして、「生物多様性条約」の署名開始があります。日本は同開催期間にこれに署名し、1993(H5)年5月に18番目の締約国として生物多様性条約を締結、同年12月には同条約が発効しました。

条約の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、となっています。

#### ■ 名古屋議定書と愛知目標(COP10)

2010(H22)年10月に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(通称COP10)において「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関し、「名古屋議定書」が採択されました。

また、「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される。」という中長期目標が合意され、「2020年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨で20の個別目標を合意した「愛知目標」が採択されました。

#### ■ 持続可能な開発目標(SDGs)

2015(H27)年9月に開かれた「国連持続可能な開発サミット」において、2015(H27)年から2030(R12)年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。「持続可能な開発目標」(SDGs(エス・ディー・ジーズ)・通称グローバル・ゴールズ)はこの文書の中核となる17の目標と169のターゲットで構成されています。

開発目標は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけており、特に気候変動や経済的格差等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込んでいます。生物多様性に主として関連するものには「目標15:陸の豊かさを守ろう」がありますが、ある目標を達成するためには、むしろ別の目標と広く関連づけられる問題にも取り組まねばならないことが多いという点で、各目標は個別では達成できず、すべて互いに関連します。



図 1-5 SDGs（持続可能な開発目標）17の目標



**15** 陸の豊かさも守ろう

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

< 関連ターゲット（達成基準） >

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

ターゲットの選定「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」2020(R2)年3月より

## (2) 国内の動向

### ■ 生物多様性基本法

2008(H20)年6月に施行された「生物多様性基本法」は、それまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」などの個別法によって規定されていた「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」について、基本原則・方向性を明示し、総合的かつ計画的に関連施策を推進することで、「豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること」を目的に施行されました。

#### — 地方公共団体の責務 —

法では「生物多様性の保全及び持続可能な利用」についての地方公共団体の責務が明らかにされ（第5条）、地方公共団体は「生物多様性地域戦略」の策定に努めること（第13条）、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」に関する施策を実施すること（第27条）が定められています。

#### ○ 生物多様性基本法（抜粋）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### ■ 生物多様性国家戦略

1993(H5)年に発効した生物多様性条約では、第6条「保全及び持続可能な利用のための一般的な措置」に生物多様性国家戦略の策定が規定されています。これを受けて日本では、1995(H7)年10月「生物多様性国家戦略」が策定され、その後4度の見直しが行われました。

現行の戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」（2012(H24)年策定）は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011(H23)年に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方などを示しています。また、2020(R2)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」を設定し、生物多様性の重要性がさまざまな主体に適切に認識され、それぞれの行動に反映されること、すなわち「生物

多様性の主流化」を推進することなどが提唱されています。

—5つの基本戦略—

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

### ■ 種の保存法

「種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」は、ワシントン条約（1980(S55)年 日本加盟）に対応する国内法の一つとして、1993(H5)年4月に施行されました。種の保存法では、国内に生息・生育する希少野生生物の保全と、外国産の希少野生生物の保全について、販売、譲渡、捕獲・採取、輸出入等の取り扱いを規制しています。また、国内の希少野生生物について、必要があると認める場合に「生息地等保護区」の指定、「保護増殖事業計画」の策定が規定されています。

2017(H29)年の法改正では、里地里山等の二次的自然に分布する種の保全を図るため、販売又は頒布等の目的での捕獲等、譲渡し等及び陳列・広告のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度が創設され、2020(R2)年1月に初めてタガメを含めた3種が登録されました。

### ■ 外来生物法・外来種被害防止行動計画

「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」は、2005(H17)年6月、特定外来生物について、飼養、輸入等の制限・規制と、野外等での防除等により、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的に施行されました。その後、2010(H22)年に開催された生物多様性条約締結国会議（COP10）において、侵略的な外来生物の防除は生物多様性保全に向けて取り組むべき重大な課題として認識され、2013(H25)年6月に法を改正、外来生物対策を一層推進することを求めています。

また、2015(H27)年に国が策定した「外来種被害防止行動計画」では、外来種対策を推進するため、2020(R2)年までの国の行動計画ならびに各主体の役割と行動指針が示され、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」が作成されました。

### ■ 自然再生推進法

「自然再生推進法」は、2002(H14)年12月、自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会を実現すること等を目的として制定されました。法では、自然再生を「過去に損なわれた自然を積極的に取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、

再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。」と定義しています。

法に基づき実施される「自然再生事業」は、地域の多様な主体の発意により、国や地方公共団体も参画して自然を取り戻すために取り組むもので、2019(H31)年3月までに、全国で26の自然再生協議会が設立され、25の自然再生全体構想及び42の自然再生事業実施計画が作成されています。

### ＜中海自然再生協議会＞

鳥取、島根にまたがる中海流域の各団体が、自然再生事業に取り組んでいます。

中海再生協議会 <https://www.nakaumi-saisei.org/index.html>

対象地域: 島根県、鳥取県

再生課題: 汽水湖の自然環境、生態系の再生



な か う み し ぜ ん さ い せ い き ょう ぎ かい

## 中海自然再生協議会

再生  
目標

豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築する。

- 事務局
- 認定NPO法人自然再生センター
- 対象地域
- 島根県松江市、安来市
- 鳥取県米子市、境港市
- (中海とその流入河川(大橋川を除く。)の全集水域)
- 設立日: H19.6.30
- 構成員数: 67人
- 全体構想作成日: H20.11.22
- 実施計画作成日: H24.3.10 (H31.3現在)



中海は、島根県と鳥取県にまたがる我が国で5番目に広い湖で、斐伊川水系の河口部にあり、宍道湖と一連の汽水域を構成しています。

かつては、高い透明度とアマモ・オゴノリ等の藻場が広がる生物が豊かな湖でした。しかし干拓・淡水化事業等の開発、流入する生活排水、農業・畜産・産業排水の増加により、生物がすみにくなり、地域住民の意識も中海へ向かなくなりました。

そこで、「よみがえれ、豊かで遊べるきれいな中海」を合い言葉に、豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環を再構築することを目標としています。

自然再生の手法

- 海草類の回収及びその利用
- 浚渫産地の環境修復
- 湖岸域の保全・再生事業



オゴノリ (海藻)



窪地埋戻し事業



中海のオゴノリ刈り体験

図 I-6 中海自然再生協議会の概要

出典: 「自然再生推進事業 各協議会の取組概要」(2019(H31)年3月) 農林水産省・国土交通省・環境省  
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/shiry04.pdf>

## ■ エコツーリズム推進法

「エコツーリズム推進法」は、2008(H20)年4月、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進することを目的に施行され、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としています。

エコツーリズムとは、「地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光旅行者に伝えることにより、その価値や大切さを理解してもらい、環境保全につながっていくことを目指す仕組み」です。また、エコツーリズムの考え方に基づいて、自然や文化などの資源の保全に配慮しながら魅力を体験するプログラムをエコツアーと言います。

2019(R1)年7月時点で全国に16の推進法認定団体があります。

13

### (3) 鳥取県内の動向

#### ■ 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の規定に基づき 1999(H11)年 3 月に第 1 次鳥取県環境基本計画を策定しました。第 3 次の計画は「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン (2020(R2)年 3 月策定)」として策定し、目標年度を 2030(R12)年としています。

—プランの 5 つの柱—

- I 循環型社会の構築
- II 低炭素社会の実現
- III 自然・生物との共生
- IV 生活環境の保全
- V 環境活動の協働



図 1-7 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン 基本的な考え方

#### ■ 鳥取県版レッドデータブック・レッドリスト

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物について、鳥取県において初めてのレッドデータブックとなる、「レッドデータブックとっとり (動物編, 植物編)」を 2002(H14)年に発行しました。発行後 10 年を経過し、県内の野生動植物に関する知見が蓄積されるとともに、環境省のレッドリストも見直され改定版が公開されたことなどから、2012(H24)年には「レッドデータブックとっとり (改訂版)」を発行しました。

鳥取県版レッドリストの公表の意義は、開発事業における環境影響評価の際の基礎資料 (影響評価すべき対象種の選定根拠等) や、掲載種を対象とした保護活動への動機づけ、生息・生育に関する情報・知見の集積などがあり、初版の発行以来さまざまな場面で活用がなされています。

#### ■ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物の保護のため、2002(H14)年「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を施行しました。条例では、希少野生動植物種の指定 (希少・特定希少)、保護基本方針、捕獲等の制限、生息・生育地の保全 (自然生態系保全地域の指定)、特定希少野生動植物の保護管理事業計画などを定めています。

現在の希少野生動植物の種の指定は、初版のレッドリスト (2002(H14)年) の「絶滅危惧 I 類・II 類」に対応しています。

## ■ 国内外と鳥取県の生物多様性に関する動向

表 1 国内外と鳥取県の生物多様性に関する動向

M：明治，T：大正，S：昭和，H：平成，R：令和

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
1897 (M30)	[足尾銅山鉱毒事件]	
1919 (T8)	・「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定	
1931 (S6)	・「国立公園法」の制定	
1936 (S11)		[大山国立公園に指定] (※S38 に大山隠岐国立公園)
1950 (S25)	・「文化財保護法」の制定	
1953 (S28)		[鳥取市公共下水道事業着手]
1955 (S30)	[小鴨鉱山で日本最初のウラン鉱床発見] [人形峠でウラン鉱発見]	[山陰海岸国立公園に指定] (※S38 に山陰海岸国立公園)
1956 (S31)	[水俣病第1号患者の発生報告]	
1957 (S32)	・「自然公園法」の制定（「国立公園法」廃止）	
1960 (S35)	[四日市ぜんそく問題表面化]	
1962 (S37)	[「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)]	
1963 (S38)		・「鳥取県立自然公園条例」の制定 [比婆道後帝釈国立公園に指定]
1964 (S39)	[東京オリンピック開催]	・中海干拓の鳥根・鳥取両県協定成立
1965 (S40)	[新潟水俣病の問題表面化]	
1966 (S41)		[第8回国立公園大会が大山で開催] (開催中に自然保護憲章の制定決議)
1967 (S42)	・「公害対策基本法」の制定	
1968 (S43)	・「騒音規制法」の制定 [イタイイタイ病原因報告]	[日野川工業用水道完成]
1969 (S44)	・「自然保護憲章」の制定	・鳥取県公害対策審議会設置 [氷ノ山後山那岐山国立公園に指定] [米子市公共下水道事業(内浜処理場)着手]
1970 (S45)	・第64回国会にて公害関連14法案制定(改正)	・県庁厚生部に公害係を設置、9月に環境保全係として新設
1971 (S46)	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、 「悪臭防止法」の制定 ・環境庁発足	・「鳥取県公害防止条例」の制定 ・厚生部に自然保護係を新設 [岩美鉱山、百谷鉱山閉山]
1972 (S47)	・「自然環境保全法」の制定	・「鳥取県の自然と生活環境」発行 (※S53 から鳥取県環境白書)
1973 (S48)	・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の制定 [第1次オイルショック]	[天神川流域下水道事業着手]
1974 (S49)		・「鳥取県自然環境保全条例」の制定

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
1975 (S50)	〔「複合汚染」(有吉佐和子著)〕 〔豊島産廃問題発生〕	・「第1次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定
1976 (S51)	・「振動規制法」の制定	・「鳥取県自然環境保全基本方針」の制定 〔大山自然科学館設置〕(※H17 から大山自然歴史館)
1977 (S52)	・「環境保全長期計画」の策定	・「鳥取県し尿浄化槽指導要綱」の策定
1978 (S53)	〔第2次オイルショック〕	
1981 (S56)		・「鳥取県栽培漁業基本計画」(第1次)の策定 〔山陰海岸自然科学館設置〕 (※H28 から山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)
1982 (S57)	〔川崎公害訴訟の提訴〕	・「第2次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定
1983 (S58)		・「中海水質管理計画」の策定
1984 (S59)	・環境影響評価の実施について(閣議決定) ・「湖沼水質保全特別措置法」の制定	
1985 (S60)		〔大山で一木一石運動始まる〕 〔全国名水百選に天の真名井(淀江町)が選ばれる〕
1987 (S62)	・「総合保養地域整備法(リゾート法)」の制定	〔公害防除特別土地改良事業着手(小田川流域)〕
1988 (S63)	・「オゾン層保護法」の制定	〔ウラン残土問題表面化〕
1990 (H2)	・「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定 ・「地球温暖化防止行動計画」の策定 ・「多自然型川づくり実施要領」策定	・「中海に係る湖沼水質保全計画」(第1期)の策定
1991 (H3)	・「資源の有効な利用に関する法律」の制定	・「第1期湖山池水質管理計画」の策定 ・「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」の策定
1992 (H4)	・「野生動物の種の保存に関する法律」の制定 ・「生物多様性条約・気候変動枠組み条約」の採択	・「鳥取県環境教育基本方針」の策定 ・「鳥取県全県公園化構想」の策定 ・「第3次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定 ・中海の県境決定 ・「鳥取県全県公園化構想」策定 ・全県公園化推進本部発足
1993 (H5)	・「環境基本法」の制定(公害対策基本法廃止) ・「環境にやさしい企業行動指針」策定	・「鳥取県景観形成条例」の制定 ・「鳥取県公共事業景観形成指針」の制定 ・「鳥取県のすぐれた自然」発行
1994 (H6)	・「環境基本計画」の策定(閣議決定)	・「公共事業景観形成の手引き」の制定 ・「鳥取県緑化基本計画」を策定 ・「鳥取県公共施設緑化マニュアル」の制定 ・「魚にやさしい川づくりマニュアル」の制定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画」(第2期)の策定 ・「鳥取県環境の保全及び創造に関する条例」の制定 〔全県公園化週間実施〕 〔財団法人鳥取県環境管理事業センター発足〕
1995 (H7)	・「生物多様性国家戦略」の決定 ・「容器包装リサイクル法」の制定	〔米子水鳥公園開園〕
1996 (H8)		・「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」の制定 〔米子・境港市長、中海干拓に反対を表明〕
1997	・「環境影響評価法」の制定	・「鳥取県環境美化の促進に関する条例」の制定

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
(H9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)京都府で開催(京都議定書採択)</li> <li>・「河川法」の改正(「河川環境の整備と保全」が目的に加わる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第4次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定</li> <li>・「とっとりアジェンダ21」の策定 [環日本海圏地方政府環境分野学術研究者会議開催]</li> </ul>
1998 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策推進法」の制定</li> <li>・「家電リサイクル法」の制定</li> <li>・「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県環境影響評価条例」の制定 [第22回全国育樹祭開催]</li> </ul>
1999 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続農業法」の制定</li> <li>・「海岸法」の改正(海岸環境の整備と保全が目的に加わる)</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定</li> <li>・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県環境基本計画」の策定</li> <li>・「環境にやさしい県庁率先行動計画」の策定</li> <li>・「鳥取県地球温暖化防止推進計画」の策定</li> <li>・「身近な自然と共生する環境づくりの手引き」発行 [わかさ氷ノ山自然ふれあいの里オープン] [鳥取環境大学設立認可]</li> </ul>
2000 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会形成推進基本法」の制定</li> <li>・「グリーン購入法」の制定</li> <li>・「グリーン購入基本方針」閣議決定 [第1回21世紀環の国づくり会議開催]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例」の制定</li> <li>・鳥取県庁知事部局ISO14001認証取得 [環日本海こども環境サミット開催]</li> </ul>
2001 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省発足</li> <li>・「食品リサイクル法」の施行</li> <li>・「建設リサイクル法」の一部施行</li> <li>・「フロン回収破壊法」の公布</li> <li>・「PCB廃棄物適正処理推進特別措置法」の公布</li> <li>・「土壌汚染対策法案」閣議決定</li> <li>・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」の制定</li> <li>・「鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例」の制定</li> <li>・「鳥取県公共事業環境配慮指針」の制定(※H24一部改正)</li> <li>・「鳥取県特別栽培農産物認証制度」の制定</li> <li>・「新エネルギービジョン」の策定</li> <li>・「鳥取県グリーン購入基本方針」の策定</li> <li>・「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」の施行</li> <li>・「第5次鳥取県産業廃棄物処理計画」の策定</li> <li>・「鳥取県グリーン購入基本方針」の策定</li> <li>・「第2期湖山池水質管理計画」の策定 [鳥取環境大学開学]</li> </ul>
2002 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥獣保護法」の制定</li> <li>・「PRTR法」の施行</li> <li>・「土壌汚染対策法」の公布</li> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布</li> <li>・「自動車リサイクル法」の公布</li> <li>・「フロン回収破壊法」の全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「レッドデータブックとっとり(動物編・植物編)」の発行</li> <li>・「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定</li> <li>・「鳥取県産業廃棄物処分場税」の制定 [鳥取県衛生環境研究所開所]</li> <li>・鳥取県版環境管理システム認定制度(TEAS)の創設</li> </ul>
2003 (H15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然再生推進法」の施行</li> <li>・「環境教育推進法」の制定</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林環境保全税」公表・「県税条例」可決</li> <li>・「鳥取県の栽培漁業新生プラン」の策定 [第57回愛鳥週間全国野鳥保護のつどい開催] [とっとり賀露かっこ館設置]</li> </ul>
2004 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外来生物法」の制定</li> <li>・「環境配慮促進法」の施行</li> <li>・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の公布</li> <li>・「自動車リサイクル法」の全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」の制定</li> <li>・「鳥取県環境基本計画」の改定</li> <li>・「鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例」の制定</li> <li>・「鳥取県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領」の策定 [米子市でエコアジア(アジア太平洋環境会議)2004開催]</li> </ul>
2005 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書発効(平成17年2月)</li> <li>・「アスベスト新法」の成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境保全税の導入</li> <li>・「環境立県アクションプログラム」の策定(H17~H19)(※H20にH20~H22)</li> <li>・「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」の策定</li> <li>・とっとり環境ネットワーク発足</li> <li>・「鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及</li> </ul>

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
		<ul style="list-style-type: none"> <li>び紛争の予防、調整などに関する条例」の施行</li> <li>「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」の施行</li> </ul> <p>[中海、ラムサール条約湿地へ登録]</p>
2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」の策定</li> <li>「(新)教育基本法」の制定</li> <li>「容器リサイクル法」の改正</li> <li>「省エネルギー法」の改正</li> <li>「多自然川づくり基本指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「とっとり共生の森」支援事業の開始</li> <li>環境大臣を招聘して、環境フォーラム開催(とっとり環境ネットワーク、県共催)</li> <li>「第6次鳥取県廃棄物処理計画」の策定</li> <li>「東郷池水質管理計画」の策定</li> </ul>
2007 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「フロン回収破壊法」の一部改正</li> <li>気象変動に関する政府間パネル(IPCP)第4次評価報告公表</li> <li>G8サミットで「美しい星50」を提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県景観形成条例」の制定</li> <li>「第1期東郷池水質管理計画」の策定</li> <li>「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」の策定</li> <li>第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットにおける「環境交流宣言」の採択</li> <li>北東アジア環境子ども交流事業実施</li> </ul>
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生物多様性基本法」の制定</li> <li>「エコツーリズム推進法」の制定</li> </ul> <p>[G8北海道洞爺湖サミット開催]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の制定</li> <li>「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム(第1期)」の策定</li> <li>「環境先進県に向けた次世代プログラム」の策定</li> <li>基本構想「鳥取県の将来ビジョン」の策定</li> <li>「鳥取県ヌートリア・アライグマ防除の指針」の策定</li> <li>「鳥取県地球温暖化対策条例」の制定</li> </ul> <p>[大山キャリアダウン運動始まる]</p>
2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相、国連気候変動会合で二酸化炭素等の温室効果ガス1990年度比25%削減目標を提示</li> <li>「海岸漂着物処理法」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県地球温暖化対策条例」の制定</li> <li>「とっとり発グリーンニューディール戦略」の策定</li> <li>「中海に係る湖沼水質保全計画」(第5期)の策定</li> </ul> <p>[鳥取砂丘検定始まる] [皆生・大山SEA TO SUMMIT 始まる]</p>
2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)名古屋市で開催(名古屋議定書と愛知ターゲット採択)</li> <li>「生物多様性地域連携促進法」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県経済成長戦略」の策定</li> <li>「鳥取県 森林・林業・木材産業再生プラン」の策定</li> <li>鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定</li> </ul> <p>[山陰海岸ジオパーク、世界ジオパークネットワークへの加盟承認]</p>
2011 (H23)	<p>[東日本大震災、福島第一原発事故]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育等促進法制定(環境教育推進法の全面改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第7次鳥取県廃棄物処理計画」の策定</li> <li>再生可能エネルギー電気導入拡大に関する覚書(12月)</li> </ul>
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性国家戦略2012-2020閣議決定</li> <li>再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始</li> <li>「環境教育等促進法」の改正施行(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次鳥取県環境基本計画」の策定</li> <li>「湖山池将来ビジョン」策定(1月)</li> <li>「とっとり環境イニシアティブプラン」の策定(3月)</li> <li>「鳥取県地球温暖化対策計画」の策定(3月)</li> <li>「レッドデータブックとっとり(改訂版)」の発行</li> <li>「ととりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」の制定(12月)</li> </ul> <p>[湖山池の高塩分化開始(3月)]</p>
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境影響評価法」の改正施行(4月)</li> <li>「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「湖山池将来ビジョン推進計画(第3期水質管理計画)」の策定(5月)</li> <li>「鳥取県バイシクルタウン構想」の策定(6月)</li> </ul> <p>[第64回全国植樹祭開催] [第30回全国都市緑化とっとりフェア開催] [エコツーリズム国際大会2013in鳥取開催]</p>
2014	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水循環基本法」の施行(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鳥取県環境教育等行動計画」の策定</li> </ul>

年	国際・国内の動向	鳥取県内の動向
(H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が名古屋市で開催（11月）</li> <li>・「まち・ひと・しごと創生法」の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「とっとり 森と緑の産業ビジョン」の策定</li> <li>・[山陰海岸、世界ジオパークネットワーク再認定（9月）]</li> <li>・[三徳山地域が国立公園区域に編入]</li> <li>・[大山キャリアアップ運動始まる]</li> </ul>
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥獣保護管理法」の施行</li> <li>・「フロン排出抑制法」の施行（4月）</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、「持続可能な開発目標（SDGs）」の公表</li> <li>・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（パリ・フランス）（11月）「パリ協定」採択（11月）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中海に係る湖沼水質保全計画」（第6期）の策定（3月）</li> <li>・「鳥取県元気づくり総合戦略」の策定</li> <li>・「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」の策定</li> <li>・[「三徳山・三朝温泉」が日本遺産に認定]</li> <li>・[氷ノ山キャリアアップ運動始まる]</li> <li>・[世界ジオパークネットワークがユネスコの「国際地質科学ジオパーク計画」として正式事業化（11月）]</li> </ul>
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日「山の日」施行（1月）</li> <li>・「パリ協定」発効（11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」の策定（3月）</li> <li>・「第8次鳥取県廃棄物処理計画」の策定（3月）</li> <li>・「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」の施行（4月）</li> </ul>
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自転車活用推進法」の施行（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム（第2期 東郷池水質管理計画）」の改定（3月）</li> <li>・「鳥取県第12次鳥獣保護管理事業計画」の策定（4月）</li> </ul>
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気候変動適応法」の成立（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鳥取県星空保全条例」の施行（4月）</li> <li>・「鳥取県災害廃棄物処理計画」の策定（4月）</li> <li>・[第3回「山の日」記念全国大会開催]</li> <li>・[大山開山1300年祭]</li> </ul>
2019 (H31・R1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」開催（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催（5月）]</li> <li>・「鳥取県水素エネルギー推進協議会」設立（7月）</li> </ul>

※県内の動向について、民間が主体のものについては明朝体とした。

#### (4) 鳥取県生物多様性地域戦略策定の位置付け

鳥取県では、「生物多様性基本法」第 13 条に基づき鳥取県における生物多様性の現状と課題を整理し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」に向け、目標や行動計画を示した「鳥取県生物多様性地域戦略」を策定します。

この戦略は生物多様性条約の「愛知目標」や国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」等と整合させながら、生物多様性の側面から「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン(2020(R2)年 3 月)」を推進するものとします。

戦略の実行にあたって、県、国、市町村、事業者、NPO、県民、専門家などが自ら取り組むとともに、さまざまな主体と協働・連携して取り組むこととします。また、鳥取県の生物多様性に係る分野の上位計画として位置付けるとともに、農林水産業や観光・商業、県土整備や安心・安全等の他分野における各計画とも整合や連携をとることとします。

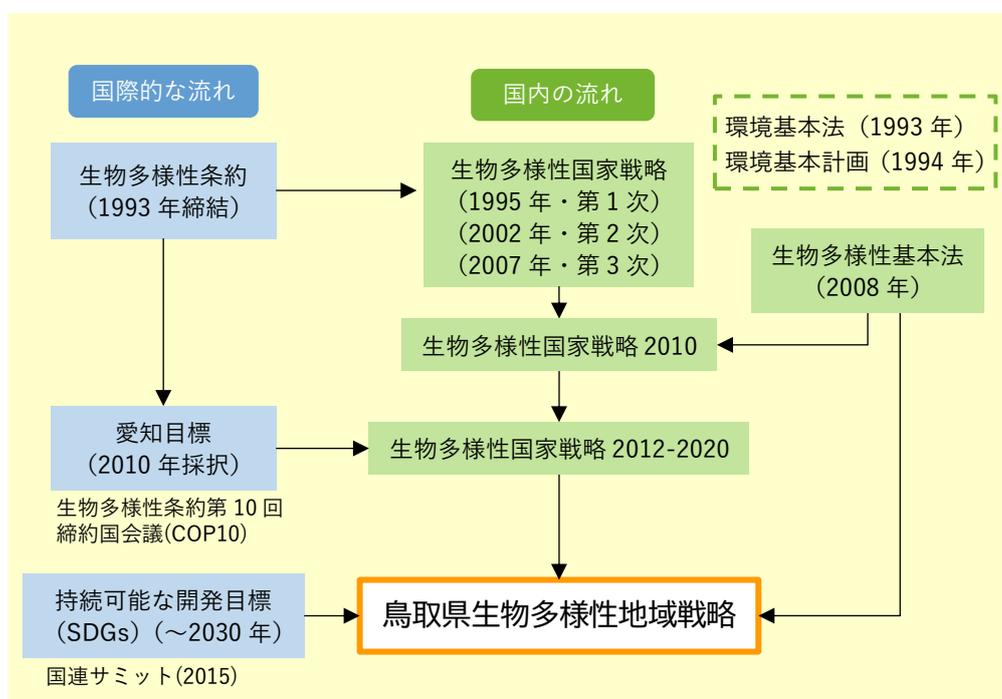


図 1-8 鳥取県生物多様性地域戦略の位置付け (国際・国内)

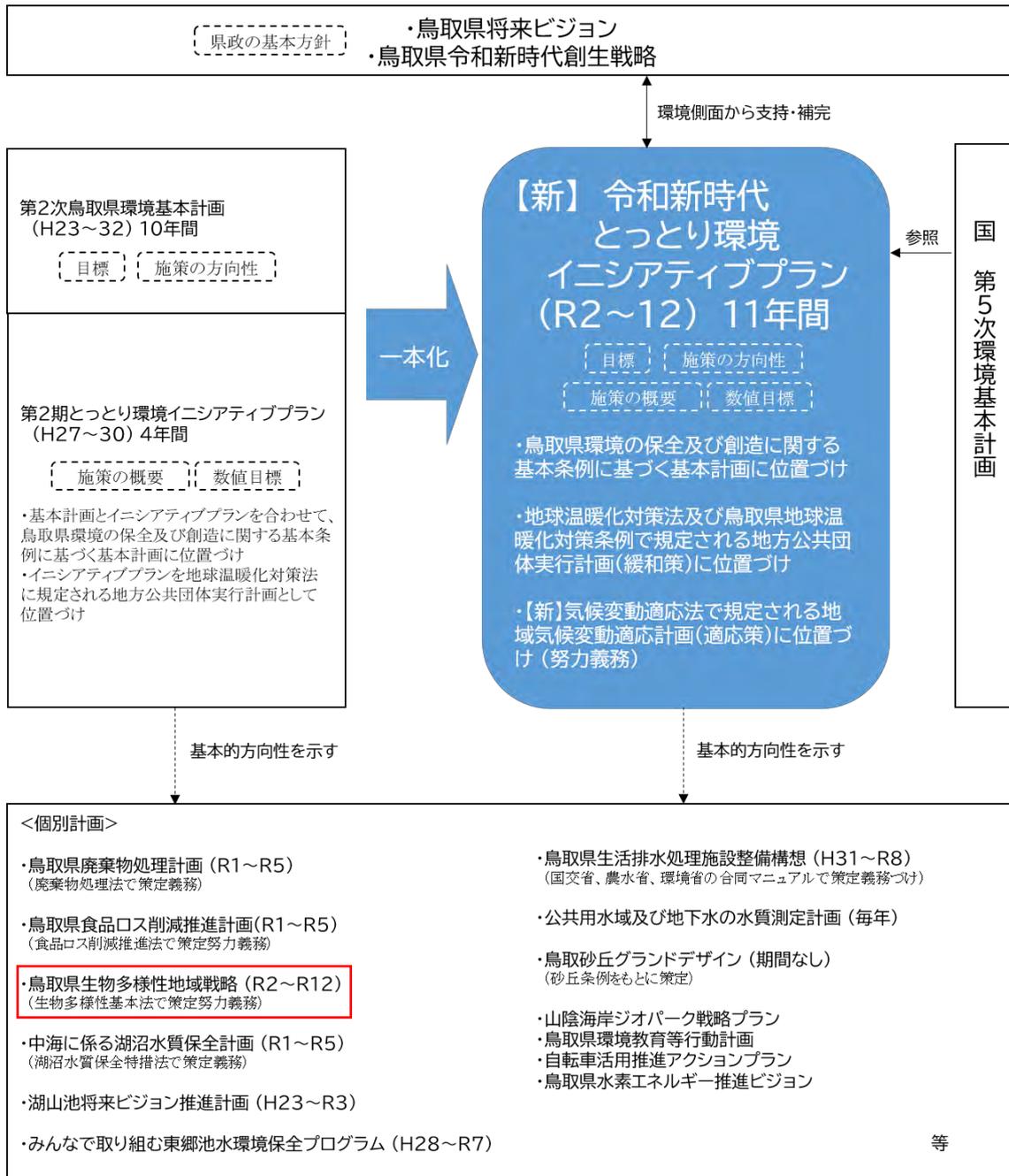


図 I-9 鳥取県の各計画と鳥取県生物多様性地域戦略の位置づけ